



かけはし

第18号 (平成25年3月1日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 国民年金部
部長 阿蘇 俊彦

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

<目次>

- ・はじめに
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

はじめに

早いもので、今年度も残すところ僅かになりました。平成24年度の国民年金保険料の納付率はたいへん厳しい状況が続いておりますが、年金事務所では目標達成に向けて、特別催告状の取り組みや年度末の収納対策の強化、市場化テスト受託事業者とさらなる協力連携を図るなどの取組みを進めております。

市区町村の皆様におかれましても、窓口に来られたお客様に、年金制度の大切さを周知いただくとともに、納付又は免除申請等についてのご案内を、よろしく願いいたします。

機構からの連絡

後納制度について

後納制度の実施状況

後納制度に係る実施状況については以下のとおりです。(平成25年1月末現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ○お知らせの送付件数 | 12,084,318件 |
| ○相談受付件数 | 528,706件 |
| ○申込書受付件数 | 426,164件 |

平成25年4月からは、平成16年度以後の期間に対象期間を有する50歳未満の方を対象にお知らせをお送りします。



平成25年3月は後納制度利用の方の国民年金後納保険料の納付書が使用期限を迎えます

国民年金保険料の後納制度は、平成24年10月にスタートし、6か月が経とうとしています。

これまで後納申込書の受付は426,164件（平成25年1月末）に達しましたが、後納申込をされた方にお送り（お渡し）している保険料納付書は、平成25年3月31日が使用期限（※）となっています。

しかし、既に後納申込をされても使用期限内に納付されないお客様もあることから、納付書の使用期限が経過したことで納付ができなくなったお客様からご連絡をいただいた場合は、平成25年度に使用可能な納付書の再作成を行うこととしております。

納付書の使用期限に関するご注意は、日本年金機構ホームページに掲載し、お客様にお知らせするとともに、納付書の再作成を行うことについては、国民年金保険料専用ダイヤル（0570-011-050）及び最寄りの年金事務所で受付し、後日、お客様の住所地を管轄する年金事務所から新たな納付書を郵送します。

使用期限を経過した後納保険料に関するお問い合わせが各市区町村の窓口にあった場合は、国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所へのお問い合わせをご案内ください。

※ 後納保険料は、年度を単位に加算額が定められており、平成25年3月までに作成した後納保険料の納付書は、平成25年4月以降に納付すると保険料額が相違するため使用期限を定めています。

平成25年度に納付する場合の加算額が、別途情報提供する予定です。

お問い合わせは、『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は03-6731-2015

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月～金曜日 午前8:30～午後5:15 ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7:00まで延長
第2土曜日 午前9:30～午後4:00（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません）

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元にお知らせが届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

平成25年度国民年金保険料について

◆ 国民年金保険料

平成25年度の国民年金保険料額は、月額15,040円となりました。

(参考)

平成25年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において15,820円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく平成25年度の保険料改定率0.951を乗じることにより、15,040円となりました。

◆ 前納する場合の保険料額等

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額につきまして、厚生労働省告示により定められました。

現金にて保険料を1年前納すると3,200円割引きとなり、6か月分前納では730円割引きとなります。さらに、口座振替で納付することにより現金で納付する場合より1年前納の場合580円、6か月分前納では300円割引額が増える大変お得な制度ですので、市町村広報誌等でも広報いただきますようお願いします。

なお、口座振替の引落方法は、

- (1) 1年度分の前納(4月～翌年3月分)
- (2) 6か月分の前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)
- (3) 毎月(早割)※納付期限よりも1か月早く口座振替
- (4) 毎月(割引なし)

の4種類から自由に選んでお申し込みいただくことができます。



下記の表に、平成25年度分における前納保険料の割引額について情報提供いたしますので、窓口等の相談にご活用ください。

平成25年度 国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

■ 平成25年度 ■	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替)	15,040円	—	90,240円	—	180,480円	—
毎月お得 毎月振替・【早割】 (当月末振替の口座振替)	14,990円	50円	89,940円	300円	179,880円	600円
6ヶ月前納(現金納付)	—	—	89,510円	730円	179,020円	1,460円
6ヶ月前納(口座振替)	—	—	89,210円	1,030円	178,420円	2,060円
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	177,280円	3,200円
最もお得 1年前納(口座振替)	—	—	—	—	176,700円	3,780円

※一部納付(一部免除)されている方は「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります

平成25年4月より、適正に年金記録を管理するため、仮基礎年金番号の払い出しを開始します。

◆仮基礎年金番号とは

- 適正に年金記録を管理するため、1人の年金記録を1つの基礎年金番号で管理することとしています。しかしながら、転居、就職や転職の際に基礎年金番号を申し出ただけでないため、複数の基礎年金番号が払い出され、年金記録が分かれて管理されている状態が発生しています。
- 1人に複数の基礎年金番号を払い出すことを防止するため、資格取得届に基礎年金番号が未記入の時に、氏名、生年月日および性別の3項目の一致する基礎年金番号がすでに存在する場合は、『他に基礎年金番号をお持ちの可能性のある方』として、上4桁が「990X」から始まる他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)を払い出して、様々な機会を通じて本来の基礎年金番号に年金記録を統合することとしました。

◆仮基礎年金番号の主な特徴

- 「990X」から始まる基礎年金番号です。
仮基礎年金番号は、本来の基礎年金番号と同様に国民年金の適用・保険料の納付ができます。
- 「990X」から始まる年金手帳を発行します。
一定の期間を過ぎても仮基礎年金番号のままの方には、本来の基礎年金番号が確認されるまでの間使用する年金手帳を発行します。
- 年金給付の裁定はできません。
仮基礎年金番号のお客様は、既に基礎年金番号をお持ちの可能性が高い方ですので、調査の上、本来の基礎年金番号に年金記録を統合してから年金を裁定(決定)します。

◆市区町村にご協力いただきたいこと

- 年金事務所等では、仮基礎年金番号を払い出したお客様に基礎年金番号をお持ちでないか、「基礎年金番号確認のお願い」をお送りしています。
お客様が「基礎年金番号確認のお願い」を持参された場合は、本来の基礎年金番号、転居前住所や勤務先名と以前の勤務先住所などを記入して年金事務所等へご提出いただくよう、ご案内をお願いします。
- 国内に住所がある20歳以上の方は、原則、基礎年金番号をお持ちです。資格取得届を提出いただく際に、基礎年金番号が未記入の場合は、資格取得届と併せて「年金手帳再交付申請書」をご提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

【記入例】

基礎年金番号確認のお願い

◆この書類は、すでに基礎年金番号をお持ちの可能性のある方に、基礎年金番号を複数払い出すことを防ぐため、他の基礎年金番号をお持ちでないか等をお尋ねするためにお送りしています。

整理番号
事業所整理記号

上記番号は、事務処理のために使用する番号です。

以下のとおり回答します。	平成 00 年 00 月 00 日
ご署名欄	年金 花子
お名前	
電話番号	00 (0000) 0000

次の質問にお答えいただき、年金事務所までご返送ください。
ご返送がない場合、年金加入記録が分かれてしまい、将来受け取る年金が正しく計算されないなど
お客さまにとって不利益となることがあります。

質問1 「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をお持ちですか

はい → その番号をご記入ください
いいえ →

質問2 「年金証書」をお持ちですか

はい →
いいえ →

質問3 以下の記録でご自身の年金記録と思われる場合には、①欄に○印を記入のうえ、⑤、⑥欄に具体的な内容をご記入ください
(下記に記録の印刷がない場合は、質問4にお進みください)

以上で終了です。

①ご自身の加入記録に○を記入ください	②加入制度	③年金制度に加入した年月日	④年金制度を脱退した年月日	わかる範囲で構いませんのでご記入ください	
○	厚年	00. 00. 00	00. 00. 00	⑤厚年・共済の場合 お勤め先の名称	⑥その当時の住所
○	国年	00. 00. 00	00. 00. 00	〇〇生命保険会社	東京都三鷹市下連雀0-0-0 東京都杉並区高井戸0-0-0

*加入記録が多数ある場合には、加入年月日が縦列のものから2つまでを記載しています。

国年…国民年金 厚年…厚生年金保険 共済…共済組合等 **…記録なし、を表しています

質問4 転居したことがある場合、現住所の前の住所をご記入ください (わかる範囲で記入ください)

東京都杉並区高井戸 9-9-9-9

ご協力ありがとうございました。

〒181-0013
東京都三鷹市下連雀99-99-99
年金 花子 様

年金事務所 受付印

○ ご自身が自ら署名する場合には、押印は不要です。

○ 電話番号は平日の日中に連絡を取りやすい番号をご記入ください。(携帯電話など)

○ 質問1の「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」の番号が990Xで始まっている方は、その番号を記入せずに、質問2へお進みください。
例) 9901-000000

○ お客様のものと思われる基礎年金番号で管理している年金加入記録を表示しています。
※加入記録がない場合は、②に「**」と表示しています。

○ 左欄に表示された年金加入記録がお客様のものである場合、

- ・②が「国年」のとき ⇒⑥にその当時の住所 をご記入ください。
- ・②が「厚年」、「船保」、「共済」のとき ⇒⑤にお勤め先の名称、⑥に事業所所在地をご記入ください。
※「船保」のときは、⑤に乗り組んでいた船名をご記入ください。

国民年金の業務を担当されている方々へ『公的年金加入状況等調査』のお知らせ (事業統計G)

日本年金機構が平成22年1月に発足しまして、従来、旧社会保険庁において実施してきました国民年金法に基づく統計調査につきましては、いったん厚生労働大臣の権限とされて国が最終的な責任を負った上で、日本年金機構法（平成19年法律第109号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく委託により、一部の事務を日本年金機構が実施することとされています。

上記法律に基づき、本年10月28日から11月21日までの間、「平成25年公的年金加入状況等調査」を実施することになっていますが、前回、平成22年調査において統計調査員の確保・選定に苦慮したため、厚生労働省年金局事業企画課長より、公的年金加入状況等調査の調査員の推薦に関して、協力をお願いする予定です。

つきましては、本年6月に厚生労働省統計情報部が実施する「国民生活基礎調査」の後続調査として実施しますので、「国民生活基礎調査」の調査員として任命されている方、市区町村に登録されております統計調査員の方に対して、「公的年金加入状況等調査」にご協力いただくよう、周知の方よろしくお願い申し上げます。

1：調査の目的

公的年金の加入状況・受給状況、就業状況、世帯の状況及び公的年金に関する周知度等を調査し、公的年金加入状況・受給状況ごとの実態を把握することにより、年金事業の運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的としています。

2：調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法で行います。ただし、調査員が再三訪問しても不在であった世帯や、調査対象者が希望した場合には、郵送により回収します。

3：業務内容

- ・調査期間：平成25年10月28日から平成25年11月21日
- ・業務内容：調査説明会への参加、調査員による訪問調査、回収、取りまとめ等
- ・調査対象：全国1,800地区を本調査の調査区として抽出し、当該地区内（50世帯目途）の全世帯の15歳以上の世帯員
- ・謝金額：30,000～50,000円程度（交通費、写真代込）回収実績に応じ変動

※調査員を希望される方がいらっしゃいましたら、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

HP：<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

調査全体に関して、ご不明の点は、下記まで問い合わせ願います。

日本年金機構 本部 事業企画部

事業統計G 担当 竹内 若王子

Tel：03-6892-0744

国民年金保険料の口座振替・前納制度のご案内

国民年金加入者の皆様に、口座振替により保険料を納めていただいた場合の「便利」で「おトク」な情報をお知らせします。

便利 口座振替により保険料を納めていただくと、

- ◆ 自動引き落としで納め忘れの心配がありません。
- ◆ 金融機関等へ行く手間と時間が省けます。



さらに!!

お得 前納制度をご利用いただくと、

- ◆ 現金で月々保険料を納付した場合に比べ、割引になり大変おトクです。

☆☆ お申し込み方法 ☆☆

- 口座振替申出書に必要な事項を記入・押印(金融機関の届出印)し、お近くの年金事務所の窓口にお申し込みされるか、ご郵送ください。
また、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。
- 前納のお申し込みは、
 - ①1年度分及び上期6ヶ月分(4月分～9月分)は2月末
 - ②下期6ヶ月分(10月分～翌年3月分)は8月末までに、お近くの年金事務所にお申し込みください。

国民年金学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\langle \text{所得のめやす} \rangle \quad 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

国民年金学生納付特例申請について

平成24年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成25年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を3月末に送付します。平成24年度と同じ学校等に在学される方は、このハガキに必要載事項を記入し返送いただくことにより、平成25年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

平成25年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書または学生証の写しの添付が必要です。

地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

編集後記

風はまだ冷たいものの春は確実に近づいてきています。桜の早い開花が待ち遠しいこの頃です。

さて、今回の「かけはし」では平成25年度の国民年金保険料額、前納告示額を情報提供させていただきました。業務の参考にしていただければ幸いです。

※「かけはし」に対するご意見・ご要望についてお待ちしております。

ご意見は、E-mail : kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp までお願いします。